

平成30年度科学研究費助成事業

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））
審査の手引

平成30年9月

独立行政法人日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、我が国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費に関わる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置付け、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

は し が き

本手引は、科研費のうち国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の審査を担当される審査委員のために作成しています。本手引の全ての留意点等に配慮して審査してください。

（重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・ 審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・ 審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・ 電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・ パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・ 審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

目 次

1	審査における基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の審査について ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	書面審査について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	合議審査について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
〔参 考〕		
1	国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の書面審査に おける評定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 （A・B））」審査要項（抜粋）・・・・・・・・	17
3	審査機構図・・・・・・・・・・・・・・・・	21

1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業(科研費)の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

<ピアレビューにおける「利益相反」と「利害関係」>

ピアレビューにおいてレビューアーを務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場が多かれ少なかれ相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反」の状態に置かれることとなります。この「利益相反」はレビューアーになることによって必然的に生ずるものであって、後述する「利害関係」とは異なる概念です。「利益相反」はピアレビューを行う上で避けられません。そのことを十分に自覚し、公正なレビューを行うことが求められます。

(2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所(強い点)と短所(弱い点)を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査希望分野を選択しています。審査委員から見て審査希望分野の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

(3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理

に反するものです。合議の内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、全ての審査委員の任期が終了した後に日本学術振興会において公開するまでは非公開としておりますので、その間は自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないよう注意してください。委員氏名の公表時期は当該年度の審査を行った全ての審査委員の任期（最大3年）が終了した後です。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関与しないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

(利害関係者の排除)

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が研究課題の基課題の研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 三 審査委員が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は研究課題の研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (3) 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B）」審査要項」第7条）

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることのないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

2 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))の審査について

国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))の概要

趣 旨：本事業は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることがを目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。

対 象：下記の応募資格を満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

応募資格：平成30年4月1日現在で「基盤研究(海外学術調査を除く)」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究代表者(平成30年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者(昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者)。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者(平成25年4月1日までに学位を取得した者)は36歳未満でも可。)

応募総額：1,200万円以下(1,200万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することができます。) ※採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。

渡航期間：6ヶ月以上とし、6ヶ月から1年を原則としますが、採択研究課題の研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能です。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能です。

研究期間：渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、平成32年3月31日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始する必要があります。

なお、交付申請後から経費を執行することができます(交付内定以降、直ちに経費を執行することはできません)。また、現在実施している研究計画の終了年度にかかわらず、交付申請した年度から起算して3年目の年度末まで経費を執行することができます。

<留意事項>

- ① 平成32年3月31日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことができない場合(産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴い交付申請を留保する場合を除く)には、交付申請を辞退する必要があります。
- ② 渡航先の外国機関の変更は、研究課題遂行の「目的」の変更にあたる可能性があり、特別な理由なく応募後に渡航先を変更することはできません。
- ③ 応募の時点において、「海外特別研究員事業」に採用(採用内定を含む。)されている者や「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において主担当研究者、担当研究者、若手研究者(派遣予定者)として参画している者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者は応募できません。

(1) 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))の審査の特徴

国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))(以下、「国際共同研究強化(A)」という。)の審査にあたっては、前頁の趣旨・対象に留意し、国際共同研究を行うことで基課題の研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが期待される研究課題を選定してください。

例えば、「渡航先が先進国か発展途上国か」、「国際化が進んでいる分野かどうか」といった国際共同研究を取り巻く状況よりも、研究代表者が海外共同研究者との研究を行う意義があるかどうか、国際共同研究を通じて優れた研究成果をあげることが期待できるかどうか、といった観点から判断してください。

(2) 審査希望分野、審査方法

国際共同研究強化(A)の審査は、国際科学研究費委員会の下に設置された4小委員会に、応募者が選択する審査希望分野(10分野)ごとの審査グループ(21頁参照)を設け、各審査グループにおいて、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する方式によって行われます。

審査希望分野	総合系	人文社会系	理工系	生物系
	①情報学 ②環境学	③人文学 ④社会科学	⑤数物系科学 ⑥化学 ⑦工学	⑧生物学 ⑨農学 ⑩医歯薬学

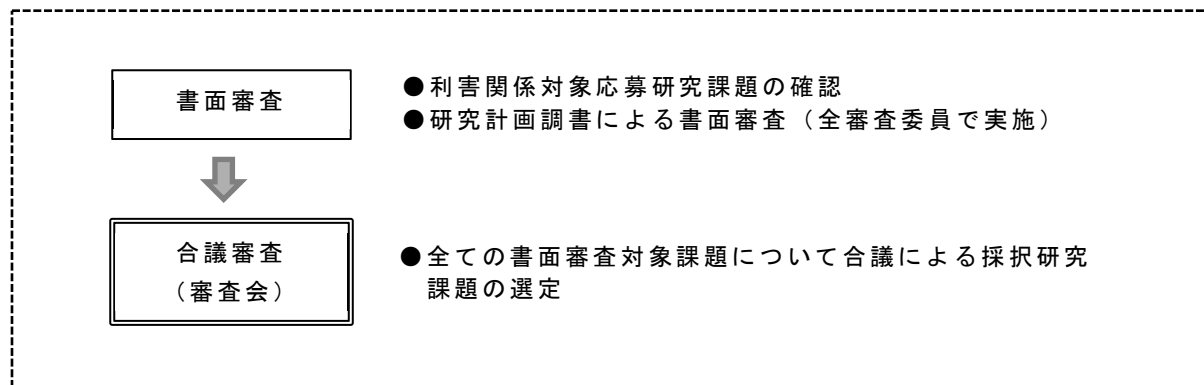
本審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、合議により応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。

国際共同研究強化(A)の特性上、広い視野から国際共同研究の意義や適切性を判断するため、専門分野のみならず、幅広い見識を有した委員が選考されていますので、自身の専門分野に合致しなくても、全ての研究課題について幅広い観点から必ず審査を行ってください。

応募研究課題数が多い場合は、審査が可能な件数とするため、応募研究課題を機械的に複数の審査グループに分割して審査を行います。

(3) 審査の流れ

国際共同研究強化(A)の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うこととなります。



① 書面審査

全ての応募研究課題について、研究計画調書を用いて、「国際共同研究強化(A)」としての適切性を考慮し、研究計画の学術的価値及び国際共同研究の意義や必要性等

について個別に評価を行い、評点を付すとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。

②合議審査

書面審査における各審査委員の総合評点及び審査意見が審査資料として提示され、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、他の審査委員との討議を重ね、採択研究課題を選定します。

※審査に関する補足内容及び留意点は、本手引の別冊にまとめていますので、審査を開始する前に本手引と併せて必ず読んでください。

(4)研究経費の妥当性について

国際共同研究強化（A）では、研究費のほか、渡航費・滞在費、代替要員確保のための経費を要するため、応募額を最大限尊重した配分を行う予定としています。応募に際しては応募者が所属する研究機関の会計規程等に基づき計上するよう求めていますので、研究経費の妥当性等については、研究計画と著しい不整合がないかを審査の際に確認してください。

各経費の考え方については以下のとおりです。

○渡航費・滞在費

本応募研究課題の研究計画を遂行するための研究代表者の外国への渡航及び海外での滞在並びに研究終了後の日本への帰国に必要な経費を対象とします。

なお、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない場合には一時帰国も可能であり、本応募研究課題の研究計画の遂行に必要な一時帰国であれば、それに係る旅費も支出することができます。このほか、海外旅行傷害保険、査証の申請料及び予防接種等の渡航に必要な経費も支出することができます。

○研究費

国内外で国際共同研究に必要な物品費、旅費、人件費・謝金等の経費を対象とします。国際共同研究を実施する上で、外国における研究活動のほか国内における研究活動が必要となる場合には、国内における研究費の支出も可能です。

○代替要員確保のための経費

国際共同研究の実施のため渡航する研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための以下のような経費を対象とします。

- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師等に係る給与
- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師を招へいするための謝金・旅費
- ・研究代表者不在時の教育研究や学内委員会等の業務を他の教員が負担する

場合、当該教員に生じる業務負担を支援するT AやR A、非常勤事務職員等の経費 等
なお、応募時点において、代替要員等の措置について確実な計画となっていない場合でも計上することは可能です。

※「研究費」、「代替要員確保のための経費」のいずれかが600万円を超える場合、及び、国内で使用する設備を購入する場合には、研究計画調書でその必要性を説明することとしています。

3 書面審査について

(1) 審査方法

書面審査は、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の書面審査における評価基準等」（13頁参照）に従って行ってください。

① 評点の付し方（評点分布）

書面審査における評点分布は、審査グループごとに応募件数に応じて設定します。各審査委員は、インターネット上の「科研費電子申請システム（電子審査システム）」（以下、「システム」という。）で示される評点分布に従って評点を付してください。

この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。このため、特に書面審査においては、設定された件数の制約のために評点を調整して入力（例えば4としたいものを件数制限のためやむを得ず3と入力）した研究課題については、その旨を審査意見に記入し合議審査の参考としてください。

② 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

③ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について

合議審査の際に参考とするものですので、当該欄に記載されている内容は、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。

なお、本応募研究課題の「平成30年度の研究経費」欄には、期間全体の研究経費の額が自動表示されています。また、当該応募研究課題の研究計画を平成31年度から開始する場合は、本応募研究課題の「平成30年度のエフォート」欄には「0」が記載されることとなります。

④ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、書面審査の評価項目としては考慮せず、例えば手続き等に問題がある場合にその研究課題の評価を下げないでください。なお、研究を実施するにあたり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

(2) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については、全てシステムにより入力します。

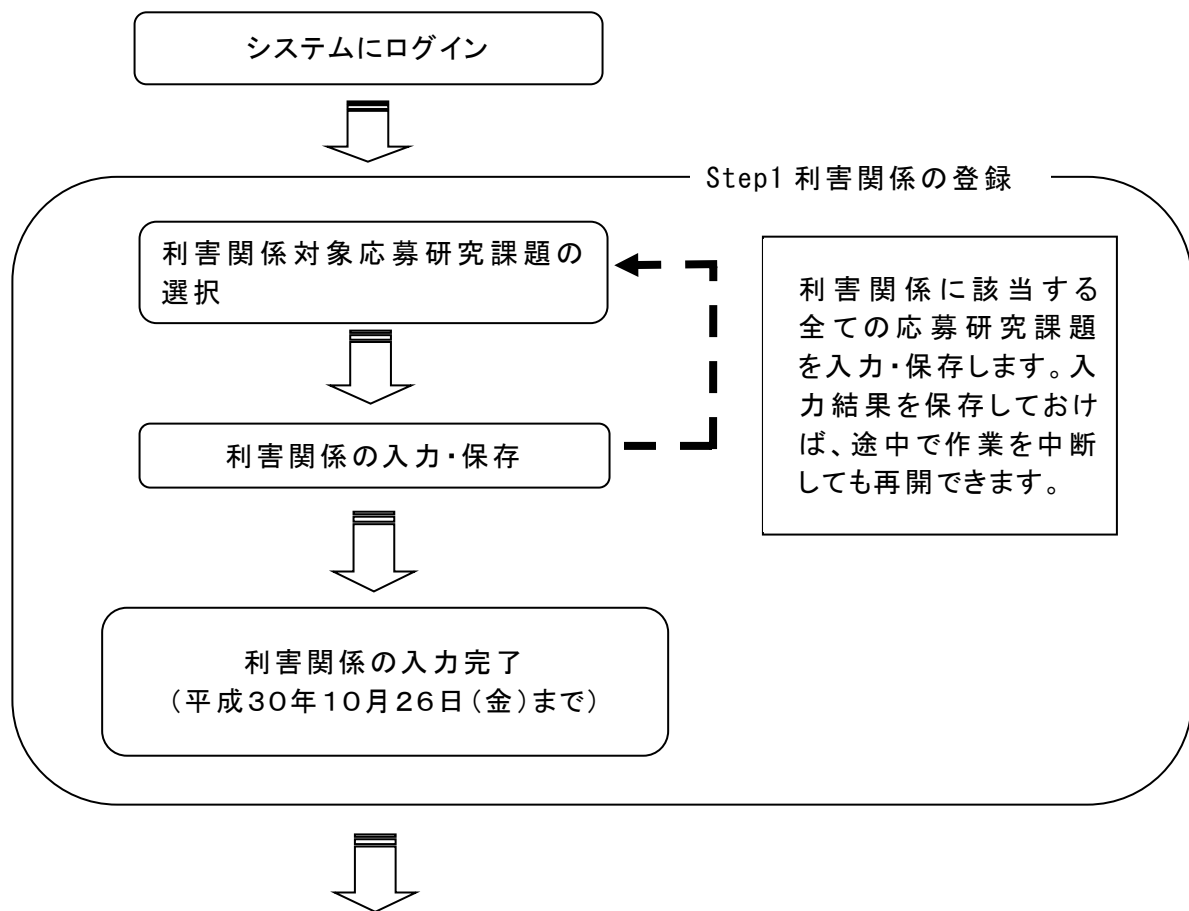
システムの御利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

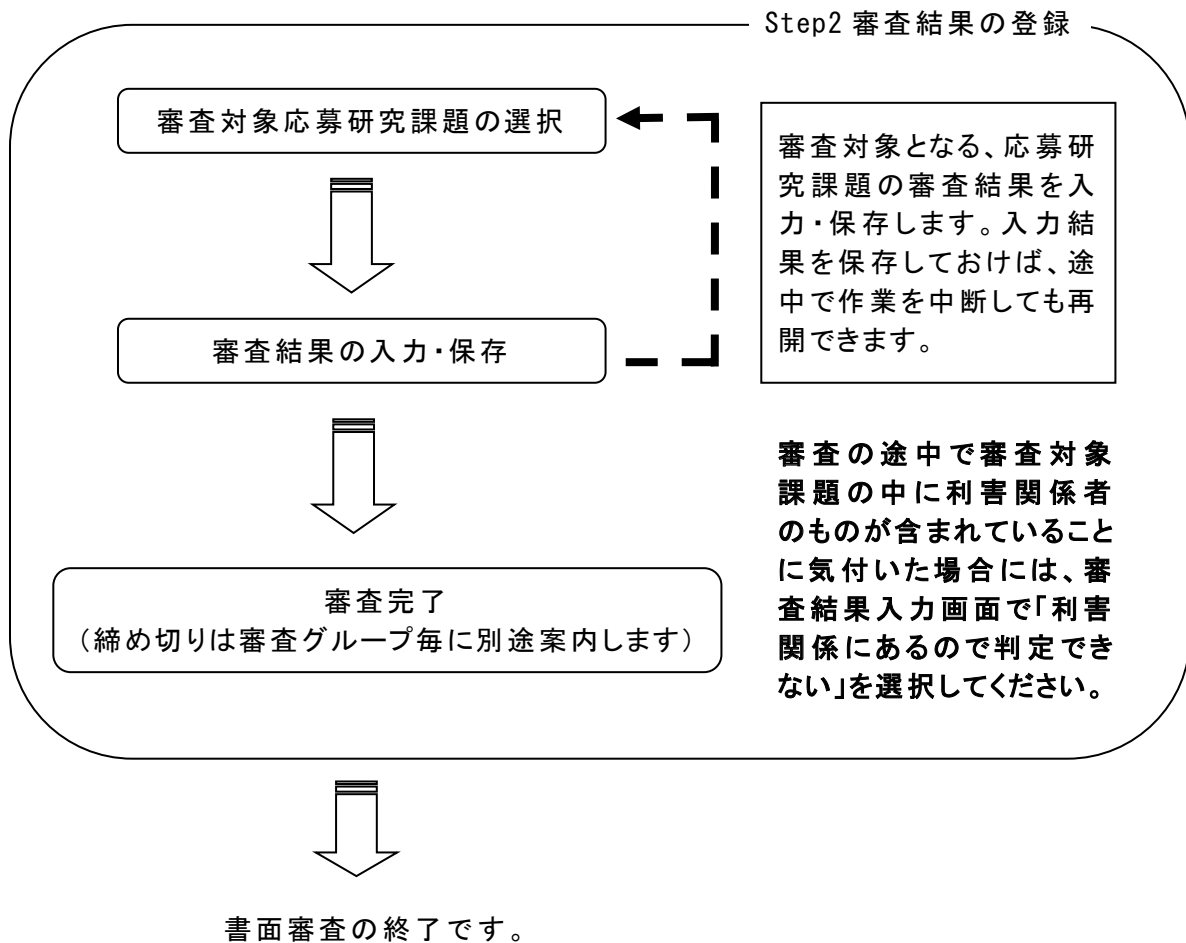
i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム審査委員向け操作手引（国際共同研究強化（A））」を参照してください。

ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、
Step 2 審査結果の登録へ進んでください。



(3) 評定(審査結果)登録期限

[利害関係の登録]

平成30年10月26日(金)まで【厳守】

[審査結果の登録]

審査グループ毎に別途案内する期限を厳守してください。

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課 国際科学研究費係

TEL 03-3263-4927

FAX 03-3263-9005

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

(4) 書面審査終了後における審査関係資料の取扱について

[研究計画調書]

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、研究計画調書を返送してください。

※合議審査の際に席上に用意しますので、必ず返送してください。

返送期限：審査会開催日の5営業日前【必着】

[ID・パスワード通知書]

書面審査の完了後（研究計画調書の返送後）も、システム上では、研究計画調書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。このため、合議審査が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、合議審査終了後に、裁断等により処分してください。

4 合議審査について

本審査においては合議審査が重要な役割を持っています。国際共同研究を行うことで基課題の研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが期待される研究課題を選定するため、国際共同研究強化（A）としての適切性を考慮し、個々の研究課題の学術的価値及び国際共同研究の意義や必要性等について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、審査グループとして採否を決定してください。

特に、各審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査にあたっては、十分に議論を行ってください。

審査会では、書面審査における総合評点及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、合議により採択研究課題を選定します。

【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられています。個々の評点や平均点は採否を決める主要な情報ではなく、あくまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

【不合理な重複や過度の集中に関する扱い】

選定した採択候補研究課題について、競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照して判断してください。

ただし、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（J S T）や日本医療研究開発機構（A M E D）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※W P I プログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費ではありません。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

(参考) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (平成 29 年 6 月 22 日改正))

不合理な重複・過度の集中の考え方

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

参 考

1. 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の 書面審査における評価基準等

「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化A・B）」審査要項」（抜粋）
（平成27年9月25日 独立行政法人日本学術振興会国際科学研究費委員会決定）

平成30年7月6日一部改正

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第7条参照）の審査は行わないでください。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（以下「国際共同研究強化（A）」という。）」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることを目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。そのため、応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査は除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究代表者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

したがって、書面審査では、国際共同研究強化（A）としての適切性を考慮し、国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず幅広い観点から、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行ってください。

i 評価基準

〔評定要素〕

- (1) 国際共同研究を実施することで、既に科研費に採択されている研究がどのように発展するか明確になっており、その発展性が期待できるか
- (2) 海外共同研究者との連携関係や外国機関における研究環境が整っているなど必要な準備を行っており、優れた国際共同研究を遂行できるか
- (3) 国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか
- (4) 研究代表者が、今回計画している国際共同研究に関連してこれまでに質の高い業績をあげている者であり、海外共同研究者との円滑な連携により優れた研究成果を期待できるか
- (5) 本事業により見込まれる国際的な研究上の連携によって、当該研究者が独立した研究者として国際的に活躍することや、当該研究分野又は関連研究分野への貢献や新たな研究分野の開拓が期待できるか

〔総合評点〕

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評定要素に着目しつつ、国際共同研究強化(A)としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係にあるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

〔審査意見の記入〕

国際共同研究強化（A）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成29年度新規採択研究課題の採択率 33.2%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成29年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率） 95.3%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

2. 科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」 審査要項（抜粋）

平成 27 年 9 月 25 日
独立行政法人日本学術振興会
国際科学研究費委員会決定
改正 平成 30 年 7 月 6 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要項は、国際科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添 1）において行う科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」に係る審査（事前評価）（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」の対象となる個々の研究をいう。
- 二 基課題 研究課題の研究代表者が、応募年度の 4 月 1 日現在で採択されている「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題をいう。
- 三 審査委員 委員会規程第 8 条に定める小委員会に属する専門委員をいう。

（審査の時期）

第 3 条 審査は、応募書類の受理後、速やかに行う。

（審査の方法）

第 4 条 審査は、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による審査
- 二 合議による審査

（守秘の徹底）

第 5 条 審査の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書及びそれらの内容
 - 二 審査委員の発言内容及び審査に関連して審査委員を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 三 審査委員が行う評点及びその集計結果
 - 四 審査の結果（研究課題の研究代表者に開示されるまでの間）
 - 五 各小委員会に属する審査委員の氏名等（公表されるまでの間）
 - 六 その他非公開とされている情報
- 3 審査委員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第6条 審査委員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が研究課題の基課題の研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 三 審査委員が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は研究課題の研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (3) 同一研究単位での所属関係 (同一研究室の研究者等)
 - (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(審査結果の開示等)

第8条 各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会又は審査グループにおける採択されなかった研究課題全体の中でののおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

2 審査委員の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

(審査の方針)

第9条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月21日に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月20日（最終改定 平成29年4月1日）に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。その際、別添5「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日（平成24年10月17日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 各審査区分及び審査希望分野への配分方法
- ① 各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分及び審査希望分野毎の配分枠を設けるものとする。
 - ② 新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B）」配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額とする。
- (5) 配分予定額の決定
- ① 採択した研究課題に対しては、その研究の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
 - ② 採択候補研究課題の配分予定額については、合議審査において決定する。その際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い
- ① 他の研究課題の受入・応募等の状況は、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。
 - ② 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
 - ③ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査において決定する。
- (7) 研究課題の他の研究種目又は審査区分への移し換えはしない。
- (8) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (9) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目別の方針

(1) 国際共同研究強化（A）

- ① 応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であつて、基課題を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。
- ② 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- ③ 渡航期間は6ヶ月から1年を原則とするが、研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能とする。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は

可能とする。ただし、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始するものとする。

(2) 国際共同研究強化 (B)
(略)

(審査の実施体制)

第10条 委員会において行う審査は、委員会に設置する小委員会及び小委員会に設ける審査グループにおいて行うものとする。

(審査の方法)

第11条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 国際共同研究強化 (A)

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ① 各審査グループにおいては、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループにおいて応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該審査グループを分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各審査グループと読み替える。
- ③ 各審査グループに属する審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

[各審査グループ等における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 各審査グループは、配分方式により算出した審査希望分野(各審査グループ)ごとの「配分枠」を基に、合議により、採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループは、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各審査グループは、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。
- ④ 各審査グループの議決をもって各小委員会の議決とする。

二 国際共同研究強化 (B)
(略)

3. 審査機構図

